

28 高有協第057号

2016年7月20日

認定生産行程管理者 各位  
認定小分け業者 各位  
検査員・判定員 各位

農林水産省有機JAS登録認定機関  
特定非営利活動法人高知県有機農業認証協会  
理事長 宇和川 央

JAS法施行規則改正に伴う格付表示（JAS証票）に  
付する認定番号について（通知）

常日頃より有機JAS制度の運用にご尽力を賜り有難う御座います。

さて、先日の施行規則改正に係る説明会、或いは、通知文書にてお知らせさせて頂いております様に、標記の通り、JAS法施行規則の改正に伴い、各認定事業者ごとに付与させて頂く、「認定番号」を制定致しましたので、お知らせ致します。

つきましては、2016年6月1日改正されました、施行規則に基づき、各認定事業者は、格付表示（JASマーク）に認定番号（別紙、認定番号一覧表の該当する番号。）を付すことが、義務付けされましたので、ご対応方宜しくお願い申し上げます。

尚、認定番号の表示義務については、経過措置期間として、2年間設けられていることから、各事業者の判断で、期限までに表示を行って戴ければ宜しいかと存じます。

記

別紙、「認定番号一覧表」

飲食料品及び油脂の格付の表示及び格付の方法 別記様式4  
(平成28年6月1日農林水産省告示第1270号)